

介護保険「制度改革」の評価を担う市民の眼

- “木を見て森を見ず”にならないための処方せん -

社会研究部門 阿部 崇
abe@nli-research.co.jp

1. 「5年後の制度見直し」

2000年4月にスタートした介護保険制度は、当初より「制度施行後5年を目途として制度の見直しを行う」ことが介護保険法（付則）に明記されていた。良く言えば、急速に進む高齢化に柔軟に対応していくため、悪く言えば、2000年までに決められなかったものを予め先送りしておいたと言えるだろう。

まず、制度改革の下地作りとして、2003年6月に「2015年の高齢者介護」と題する報告書があるべき高齢者介護の将来像として示された。当時、これから行う制度見直し（改正）の検討において、何をテーマとしていくかが提示されたのである。その報告書には、制度改革のキーワードである「介護予防」「地域包括ケア」「サービスの質の向上」などの単語が散りばめられている。

この「2015年の高齢者介護」の取りまとめとほぼ同時期にあたる2003年5月より、制度見直し（改正）の検討が社会保障審議会介護保険部会で始まった。もっとも、高齢者介護のあるべき姿の実現のみならず、年々膨らむ介護保険給付費の抑制も避けることのできない問題として、両方を同時に実現することが、制度改革最

大のミッションとなった。

約2年間の検討を経て、2005年6月に介護保険改正法が成立した。制度改革は「予防サービスの保険給付化」から「サービス事業所の情報開示」まで、その内容は多岐に渡るが、特徴的なのは、現場の努力と工夫があれば現在の仕組みのままで十分対応・実現できるものが多いことである。とすれば、やはり制度改革の主たる目的は、介護保険給付費の抑制に向けたルール変更だったのではないかと考えざるを得ない。

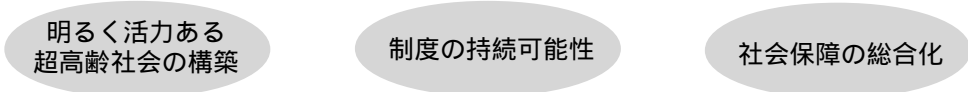
2. 制度改革の骨格を知る必要性

2005年6月の改正法の成立を受け、今後半年間は2006年4月施行の準備が本格化する。メインの作業は、施行時期が重なる介護報酬の改定である。新しく導入されたサービスや仕組みという骨に、介護報酬という血肉がついてはじめて介護保険制度改革は完結する。介護報酬改定は、その意味で制度改革の趣旨や目的を骨抜きにしないための重要な作業と言える。

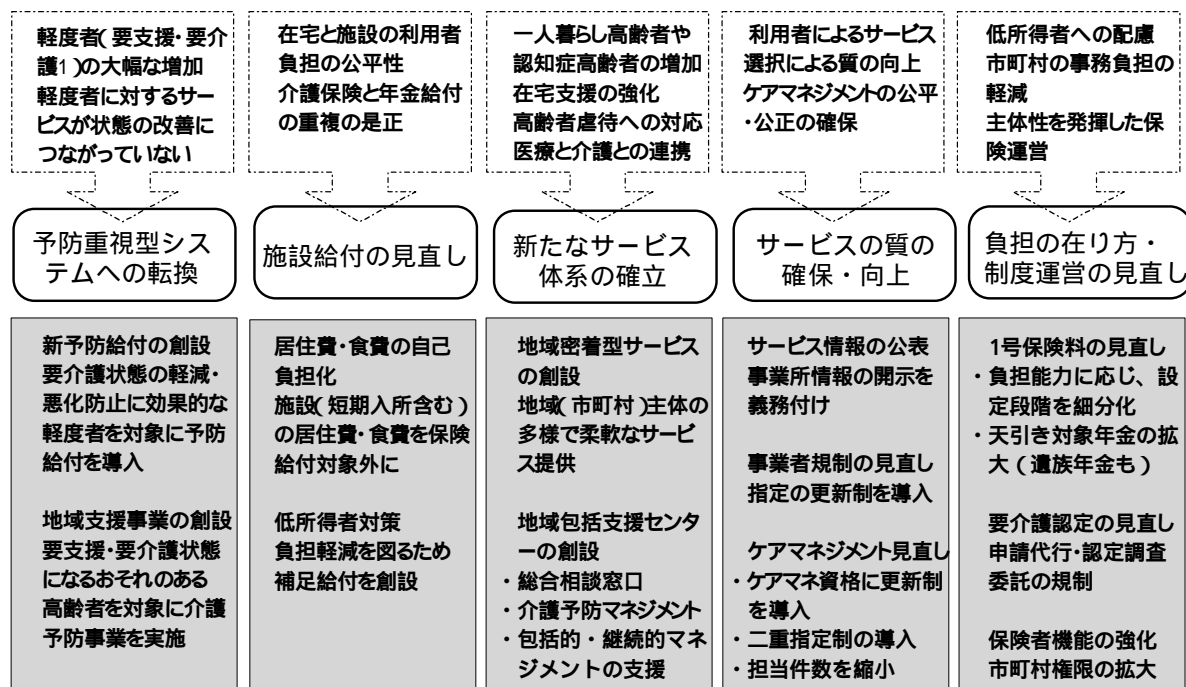
重要な詰め作業が何となく行われないう、これからの報酬改定の検討をきちんとウォッチするためには、制度改革の骨格を整理しておく必要がある。当初の理念に基づいて「は本当に実現したのか」 制度改革の評価軸と

図表 - 1 制度改正の3つの理念と5つの柱

【基本的視点】 - 3つの理念 -



【改正の全体像】 - 5つの柱 -



(資料) 厚生労働省資料をニッセイ基礎研が一部改変)

もなりうる「3つの理念と5つの柱」を図表 - 1にまとめる。

3. 制度改正を俯瞰する手段

制度改正の具体的な内容については、社会保障審議会介護保険部会の資料をはじめ、厚生労働省主催の全国介護保険担当課長会議資料等で適宜紹介されてはいる。しかし、各資料はそれぞれの目的（部会検討ないし行政間伝達資料）で作成されているため、客観的に制度改正を俯瞰し、趣旨等に遡って理解することは難しい。

そこで、ニッセイ基礎研究所では、制度関係者のみならず国民一人ひとりが介護保険制度改正の評価者となるべく、介護報酬改定等の血肉が備わる前段階の制度改正の骨格を40のQ & Aにまとめた「2006年4月改定 新しい介護保険

Q & A」を発刊した。5つの柱に沿って制度改正を俯瞰し、その趣旨等を平易に解説したものである（図表 - 2）

図表 - 2 「新しい介護保険Q & A」目次

序章	制度改正のポイント
1章	地域が主役の新しいサービス (新たなサービス体系)
2章	介護保険も予防の時代へ(予防重視型システム)
3章	施設サービスの負担が変わる(施設給付の見直し)
4章	QOLのためのQOS-service(サービスの質の向上)
5章	制度運営の修正(制度運営の見直し)

「は本当に実現したのか」木(改正の詳細)を見る(評価する)ためには、森(改正の骨格)を知っておかなければならない。

(出版: 株じほう <http://www.jiho.co.jp/> より)